

# 使用料等の適正化について

## (答申)

令和元年12月10日

羽村市使用料等審議会

# 使用料等の適正化について ( 答 申 )

本審議会は、令和元年10月10日に貴職から諮問された「使用料等の適正化」について、延べ5回にわたり慎重に審議を重ねてきたが、このたび諮問項目について結論を得たので、ここに答申する。

令和元年12月10日

羽村市長 並 木 心 殿

羽 村 市 使 用 料 等 審 議 会  
会 長 金 子 憲  
職 務 代 理 川 津 紘 順  
委 員 池 田 和 生  
市 野 明  
河 野 要 人  
日 下 部 昇  
小 島 昌 夫  
田 村 勇  
田 村 義 明  
松 田 達 夫  
( 五 十 音 順 )

# 目 次

はじめに .....	2
<b>使用料等の適正化についての意見 .....</b>	<b>3</b>
1 使用料等適正化のための基本方針について .....	3
2 消費税等の税率引き上げ分を使用料等に転嫁することについて .....	3
3 各施設使用料等の適正化について .....	10
(1) 使用料	
① コミュニティセンター使用料の適正化について .....	10
② 学習等供用施設・地域集会施設使用料の適正化について .....	11
③ 産業福祉センター使用料の適正化について .....	12
④ 小作駅前駐車場使用料の適正化について .....	13
⑤ 富士見斎場使用料の適正化について .....	14
⑥ 富士見霊園使用料の適正化について .....	15
⑦ 動物公園駐車場使用料の適正化について .....	16
⑧ 公園運動場使用料の適正化について .....	17
⑨ 富士見公園クラブハウス使用料の適正化について .....	18
⑩ 公園夜間照明使用料の適正化について .....	19
⑪ 学校運動場夜間照明使用料の適正化について .....	20
⑫ スポーツセンター使用料の適正化について .....	21

⑬	堰下レクリエーション広場使用料の適正化について	22
⑭	生涯学習センターゆとろぎ使用料の適正化について	23
⑮	電気自動車用急速充電器使用料の適正化について	24
⑯	自然休暇村清里・自然休暇村八ヶ岳少年自然の家使用料の適正化について	25
⑰	動物公園使用料の適正化について	26
⑱	弓道場使用料の適正化について	28
⑲	スイミングセンター使用料の適正化について	29
(2)	手数料	
①	富士見霊園管理手数料の適正化について	30
②	墓地除草手数料の適正化について	31
③	ごみ処理手数料の適正化について	32
④	動物の死体処理手数料の適正化について	33
⑤	し尿処理手数料の適正化について	34
⑥	放置自転車等撤去手数料の適正化について	35
おわりに		36
資料編		37
1	諮問事項一覧	38
2	使用料等の検討資料	39
3	審議会の開催経過	176
4	審議会委員名簿	178



## はじめに

公共施設等を使用する際や、証明書の交付・許可・登録等の業務を実施する際には、その費用の一部又は全部を使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）としてその受益者が負担している。

こうした使用料等は、概ね4年毎に行政コストの妥当性や特定サービスにおける行政と受益者の負担割合などについて、市長からの諮問に基づき審議し、答申しているところである。

前回の答申は平成29年度に行われ、2年ほど経過したところであるが、令和元年10月に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が引上げられたことを踏まえ、今次、消費税等の税率引上げ分を使用料等に転嫁すること、及び、使用料等の適正化について諮問されたものである。

本審議会は市長からの諮問を受け、まず使用料等の設定についての統一的な基準となる「使用料等適正化のための基本方針」と「消費税等の税率引上げ分を使用料等に転嫁することについての基本方針」を定め、その方針に従い、各施設の管理運営に係るコストや使用料収入、受益者負担割合、利用状況、近隣自治体の類似施設使用料、消費税等の税率引上げに伴う影響額など、市から示された資料をもとに慎重に審議を進めてきた。

その結果、諮問事項に対して、本審議会としての結論を得たので、ここに答申するものである。

## 使用料等の適正化についての意見

### 1 使用料等適正化のための基本方針について

公共施設の使用料や各種手数料等の金額の設定については、これまでコスト計算を行い、経費負担の推移を比較するとともに、近隣自治体の状況や市の他の公共施設などを参考に決定してきたが、平成 17 年度の使用料等審議会での、「特定の行政サービスに対する受益者負担と公費負担のあり方が適正であるかを判断するために、『使用料等の設定にあたっての統一的な基準』を設ける必要がある」との答申を踏まえ、平成 21 年度の使用料等審議会において、算定基準を設けることとなった。

今回、使用料等の適正化について審議するにあたり、使用料の算定基準などを定めた「使用料等適正化のための基本方針」について諮問されたが、内容については、これまでの基本方針を引き継いだものである。今回の諮問は、原則 4 年とした見直しサイクルを 2 年前倒ししたことを踏まえ、審議の連続性を考慮すると、前回の基本方針を踏襲することが妥当と考える。

また、内容については、これまでの基本方針に加え「使用料等の見直しの視点」を明示することとしたが、論点を明確にしていくために合理的であり、適当であると考えます。

なお、前回の答申においても指摘があった、減価償却費等も含めたフルコストでの原価計算（コスト計算）については、引き続き課題となっており、調査・研究を行う必要があると考える。

### 2 消費税等の税率引上げ分を使用料等に転嫁することについて

地方公共団体（一般会計）には仕入税額控除の特例として、売上に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額と仕入れに係る消費税等の額を同額とみなすことにより、結果的に納付額が生じないこととされており、消費税等の申告義務は課されていないが、法人である地方公共団体も事業者として納税義務が課されている。消費税等の税率引上げ分を転嫁せず、

使用料等を据え置いたままにすると、税抜きの実質的な使用料等は理論上引下げられることとなり、また、サービスの提供にかかるコストについては、消費税率引上げに伴い増加するため、市の負担が増加することとなる。

こうしたことから、消費税等の税率引上げ分を使用料等に転嫁することについては、適当であると考えます。

なお、転嫁する際は、使用料等を徴収する際に、著しく業務が煩雑になる場合などは、その影響を十分に考慮し、原則 10 円単位とすることが望ましいと考えます。

## 【使用料等適正化のための基本方針】

### 1 受益者負担の原則の徹底

施設を利用する者と利用しない者との「負担の公平性・公正性」を確保するため、利用者に応分の負担を求めることとする。

### 2 使用料の算定について

#### (1) 原価（対象経費）

使用料の算定にあたっては、経常的な維持管理・運営経費といったランニングコストのみを原価（対象経費）とし、施設の面積等で按分してコスト計算を行い、更に、近隣自治体等の類似施設等との比較などを行い、使用料として決定してきた。

一方、初期投資的な施設整備費などの資本形成に係る経費については、公共施設は誰もが利用することができるものであり、「市民全体の財産」であることから公費（税金）で負担すべきものと考え、使用料算定の原価（対象経費）には算入しないこととしている。

そこで、使用料の算定に係る原価（対象経費）は以下のとおりとする。

#### \*使用料算定の原価（対象経費）一覧

項目	説明
人件費	職員の給与など、人にかかる経費
物件費	光熱水費、委託料、使用料及び賃借料など、施設の維持管理・運営にかかる経費
維持補修費	施設修繕料、維持補修工事費など、施設の維持・修繕にかかる経費
補助費等	保険料、負担金など、施設の維持管理・運営にかかる経費

\*職員人件費は、給料、職員手当（退職手当負担金、児童手当を除く）を合算した一般会計にかかる一般職員（管理職を除く）の平均単価を用いて、当該事務に直接従事する人数により算定する。

#### (2) 原価計算（コスト計算）

施設使用料の原価計算（コスト計算）については、上記の対象経費を合算し、1日あたりのコストを算定し、施設の区分毎に面積・時間で按分して算出する。

なお、1日あたりで算定することが困難な場合や相応しくない場合は、1人あたりコストにより算定することとする。

##### ①1日あたりコスト

対象経費×（占有面積÷占有部分総面積）÷年間利用可能日数

②1人あたりコスト

$$\text{対象経費} \times (\text{占有面積} \div \text{占有部分総面積}) \div \text{年間利用人数}$$

(3) 使用料の計算

使用料は各施設の区分により計算するが、基本は1㎡・1時間・1人当たりの単価（コスト）を算出し求めていく。

また、時間単価等を求める場合の稼働率は、原則100%とする。

3 施設のサービスの性質による分類と負担割合の目安

市の設置する施設にはそれぞれ設置目的があるため、その施設のサービスの性質にあわせて、公費（税）で負担する割合と受益者が負担する割合の目安を定めることとする。

サービスの性質は様々な捉え方があるが、2つの方向から整理することとし、まず、1つ目は、行政が行うべき非市場（公共）的サービスか、民間（企業）が提供できる市場的サービスかという視点。

もう1つの視点としては、そのサービスが市民にとって基礎（必需）的なものか、選択的なものかというものである。

これらを整理すると右図のようになる。

	非市場(公共)的		
	②		①
	公費負担 50%		公費負担 100%
	受益者負担 50%		受益者負担 0%
選 択 的			基礎(必需)的
	公費負担 0%		公費負担 50%
	受益者負担 100%		受益者負担 50%
	③		④
	市 場 的		

- ◎基礎（必需）的サービス = ほとんどの市民が必要とするサービス
- ◎選択的サービス = 特定の市民に必要とされるサービス
- ◎非市場（公共）的サービス = 主として行政が提供するサービス
- ◎市場的サービス = 民間でも提供されるサービス

区 分		例
①	基礎的、非市場的	道路、公園、図書館など
②	選択的、非市場的	体育館、運動場、集会施設、公民館など
③	選択的、市場的	テニスコート、プール、駐車場、保養施設など
④	基礎的、市場的	病院、住宅など

4 減額・免除について

受益者負担の明確化、使用者間の公平性・公正性の観点から、減額・免除する範囲はできるだけ限定することが望ましく、また、施設の設置目的等を考慮する必要がある。

## 5 手数料について

手数料は、各種証明書の発行など、特定の人に提供する行政サービスに対し、その役務の提供に必要な費用を徴収するものであることから、受益者負担割合は、原則 100%とすることが望ましい。

原価計算等については、基本的に使用料と同様に行う。

## 6 使用料等の見直しの視点について

使用料・手数料の見直しにあたっては、次の視点を考慮する。

- (1) 受益者負担割合
- (2) 各施設の維持管理・運営経費に対する使用料収入の割合
- (3) 各種証明書等の発行経費等に対する手数料収入の割合
- (4) 近隣自治体等の類似施設使用料、同種手数料との均衡

## 7 定期的な見直しについて

使用料・手数料の見直しを長期間放置した場合、現行の利用者負担額と適正な利用者負担額との差が大きくなり、改定額の見直し幅も大きくなる。

よって、定期的に使用料等審議会を開催し、定期的に見直しを行うこととし、期間については4年サイクルを原則とする。

## 8 改定における上限率の設定について（激変緩和措置について）

使用料の改定にあたっては、市民（利用者）への影響に配慮し、現行使用料等の1.5倍から2倍を上限とするなど、激変緩和措置を講じる必要がある。

## 9 見直しに向けての市の経営努力等について

使用料を改定するには、市が絶えず経費の削減に努力し適切な費用による効率的な施設運営を行うことが前提となる。併せて、経営的な視点から施設の利用率（稼働率）の向上を図り、使用料を増やす努力が求められることは当然である。これらの経営努力を怠ることなく、施設の運営、維持管理を適切に行う必要がある。

## 消費税等の税率引上げ分を使用料等に転嫁することについて

地方公共団体（一般会計）には仕入税額控除の特例として、売上に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額と仕入れに係る消費税等の額を同額とみなすことにより、結果的に納付額が生じないこととされており、消費税等の申告義務は課されていないが、法人である地方公共団体も事業者として納税義務が課されている。

したがって、原則として、羽村市が徴収する使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）については消費税等が課税されるものである。

なお、消費税等は、土地の譲渡及び貸付、また、地方公共団体が法令に基づいて行う一定の事務に係る役務の提供であって、法令に基づいて徴収される手数料については非課税とされており、使用料等についても消費税が課税となるものと非課税となるものに分けられる。

一方、公共施設の管理運営に要する経費のうち人件費等を除く課税対象となる経費は、消費税等の税率の引上げに伴い、消費税等の負担額が増加する。

これらのことから、消費税等の税率引上げ分については、以下のとおり使用料等に転嫁することとする。

- 1 課税対象となる使用料等については、原則、消費税等の税率引上げ分を転嫁する。
- 2 転嫁する際は、消費税等の税率引上げ分相当額を使用料等に加算するものとする。
- 3 消費税等の税率引上げ分相当額の算出にあたっては、原則、10円単位とする。  
ただし、使用料等を徴収する際に、著しく業務が煩雑になる場合などは、その影響を十分に考慮した引き上げ額とする。



### 3 各施設使用料等の適正化について

#### (1) 使用料

##### 1 コミュニティセンター使用料の適正化について

《結論》 税抜き使用料は引上げることが適当であると考える。

コミュニティセンターの使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 8 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本施設は、ホール・ステージをはじめ、老人集会室、第一研修室、調理研修室、視聴覚室などを有し、健康で文化的なコミュニティの形成とその発展に寄与するため、昭和 60 年 4 月に開館し、途中、管理運営を委託していた期間があるが、平成 20 年 4 月からは市が直接管理運営を行っている。

施設の管理運営コストについて平成 28 年度と平成 30 年度を比較すると、約 44 万円の増となっている。これは、維持補修費が減少している一方で、光熱水費が増加したことなどによるものである。

コミュニティセンターは築 30 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることを考慮すると、使用料を見直し、維持補修費に充て、多くの方が使いやすい施設にする必要があるとの意見があった。また、コストに対する利用者の平均負担割合は、平成 28 年度が 41.1%、平成 30 年度が 40.7%で、0.4 ポイントの減となっている。また、市内の同種施設である生涯学習センターゆとりぎ使用料と均衡を図る必要があるのではないかとの意見があった。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、施設の老朽化に伴う維持補修費の増加が見込まれることや、市内の同種施設の使用料との均衡を図るといった観点からも、税抜き使用料を引上げることが適当であるとの結論に至った。

## 2 学習等供用施設・地域集会施設使用料の適正化について

《結論》 条例に規定する使用料に統一することが適当であると考える。

学習等供用施設・地域集会施設については、各町内会等が施設の管理運営を行い、使用料も各町内会等が収入する利用料金制を採用していたが、地方自治法の改正に伴い、平成 18 年度からは市が直接管理運営を行い、使用料を収入する形に変更された。ただし、使用料については、条例で上限を定めているものの、それまでの地域の実情を考慮し、利用料金制当時のまま据え置かれて現在に至っている。

各施設の管理運営コストの合計について平成 28 年度と平成 30 年度を比較すると、維持補修費の増加などに伴い約 45 万円の増となっている。利用者の平均負担割合は、平成 28 年度は 108.6%、平成 30 年度は 106.2%で、2.4 ポイントの減となっている。また、平成 30 年度の使用料収入は、平成 28 年度と比較して約 8 万円減の約 440 万円となっている。

本施設の使用料については、条例に規定する使用料よりも低い利用料金制当時の使用料に据え置いている施設がある一方で、条例に規定する使用料を採用している施設があるなど、施設ごとに異なる使用料体系となっていることが課題となっている。また、利用の多くが、使用料が免除される町内会・自治会の行事であることから、使用料を引上げて使用料収入にはそれほど結びつかず、有料の団体に向けてだけの値上げとなるので、利用者全員に公平に負担してもらえるかという疑問が残るといった意見もあった。地域の実情を踏まえた使用料で運用されていることの合理性については理解できるところであるが、条例では、学習等供用施設と地域集会施設の統一の使用料として部屋の面積に応じた時間区分毎の使用料が設定されており、各施設ともに地域住民の集会や学習の用に供するという同じ目的で設置されていることから、条例に規定する使用料に統一することが適当であるとの結論に至った。

### 3 産業福祉センター使用料の適正化について

《結論》 税抜き使用料は据え置くことが適当であると考える。

産業福祉センターは、東京都勤労福祉会館を東京都から羽村市が移管を受けた施設で、市の産業振興の拠点としてリニューアルし、平成 13 年 3 月に開館したものであり、施設の管理運営は市が直営で行っている。また、施設使用料については、移管前の使用料と同額に設定され、現在に至っている。

本施設は、産業振興を目的として設置していることから、市内の事業所や企業が自らの経営改善等を目的とした活動のために使用するときには使用料を免除しており、また、使用できる者を、市内の企業及びその従業員等としている。ただし、施設が空いている場合には、市民や団体など一般の利用者を有料で受け入れている。

施設の管理運営コストについて平成 28 年度と平成 30 年度を比較すると、約 212 万円の減となっている。これは、光熱水費が減少したことなどによるものである。

コストに対する利用者の平均負担割合を比較すると、平成 28 年度が 99.1%、平成 30 年度が 122.3%で、23.2 ポイントの増となっている。これは、コストが減少したことによるものである。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、利用者の平均負担割合は増となっているものの、使用料を改定する範囲には至っていないとの結論に達した。

よって、税抜き使用料については、据え置くことが適当であると考える。

#### 4 小作駅前駐車場使用料の適正化について

《結論》 税込み使用料は据え置くことが適当であるとする。

小作駅前駐車場は、小作駅前地区の商業施設等を利用する方の利便性を向上させるとともに、地域の活性化を図るため、市の直営施設として、平成 22 年 4 月に設置され、現在に至っている。

本施設は、小作駅に至近の有料駐車場（利用可能台数 40 台）として、小作駅周辺の商業施設を利用する方や小作駅利用者などに利用されている。

施設の管理運営コストについて平成 28 年度と平成 30 年度を比較すると、約 48 万円減の約 233 万円になっている。これは、維持補修費が減少したためである。

また、平成 30 年度の使用料収入については、利用台数の減少に伴い平成 28 年度と比較して約 4 万円減の約 1,584 万円となっている。

使用料については、入庫から数分～数十分は料金のかからないグレースタイム（猶予時間）を取り入れてはどうかという意見や、15 分 50 円の区分ではなく、30 分 100 円の区分としてはどうかという意見があった。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、近隣の民間駐車場よりも使用料が高く設定されていることに加え、収益も計上されていることから、消費税引上げ分は現行使用料に含むこととし、区分は変更せず、税込み使用料として据え置くことが適当であるとの結論に至った。

## 5 富士見斎場使用料の適正化について

《結論》 税抜き使用料は据え置くことが適当であると考える。

富士見斎場使用料については、平成 18 年 9 月に設定され、現在に至っている。

本施設は、市民が低廉な費用で安心して通夜・告別式などの葬儀を執り行えるよう昭和 53 年に開設したものであり、平成 18 年 9 月からは株式会社コナモーレに施設運營業務を委託している。

施設の管理運営コストについて平成 28 年度と平成 30 年度を比較すると、約 50 万円の減となっている。これは、富士見斎場運營業務委託料が減少したことなどによるものである。

平成 30 年度のコストに対する利用者の平均負担割合は 89.5%となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、他市の同種施設と比較しても平均的な使用料となっていることから、税抜き使用料は据え置くことが適当であるとの結論に至った。

## 6 富士見霊園使用料の適正化について

《結論》 使用料は据え置くことが適当であると考える。

従来、公共施設使用料の算定にあたっては、初期投資的な施設整備費などの資本形成に係る経費については、「市民全体の財産」として長期間誰もが利用できることから、公費（税金）で負担すべきものと考え、対象経費には算入せず、維持管理経費のみを対象経費としてきた。

しかしながら、富士見霊園の墓地については、特定の個人が占有して使用するという性格を考慮し、平成 24 年度に富士見霊園を拡張し、使用料を新たに設定する際、建設費等の経費についてもコスト算定の対象経費として算入することとした。

本施設は消費税が非課税となる墓地であることから、消費税引上げ分の転嫁はするものではないと考える。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、使用料を新たに設定した平成 24 年度と比較し、コストに大きな変化も見られないことから、現行使用料を据え置くことが適当であると考える。

## 7 動物公園駐車場使用料の適正化について

《結論》 税抜き使用料を引上げ、税込み使用料として 100 円単位で引上げるのが適当であると考える。

動物公園駐車場については、平成 22 年 6 月から土・日・祝日に限り有料駐車場として運営している。

施設の管理運営コストについて平成 28 年度と平成 30 年度を比較すると、約 17 万円の減となっている。これは、人件費が減少したことによるものである。

また、平成 30 年度の使用料収入については、利用台数の減少に伴い平成 28 年度と比較して約 47 万円減の 1,023 万円となっている。

なお、平成 30 年度のコストに対する利用者の負担割合は 100.3%となっている。

本施設は、300 円で 1 日中駐車できることを考慮すると、使用料を引上げてよいのではないかとの意見、平日も有料としてもよいのではないかとの意見、平日は無料のままとした方がよいとの意見があった。また、料金徴収の手間などを考慮し、使用料の引上げについては、100 円単位とすることがよいとの意見があった。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、1 日中駐車できることや、財源確保の観点から税抜き使用料を引上げることが適当であるとの結論に達した。

なお、引上げにあたっては、税込み使用料として 100 円単位で引上げることが適当であると考える。

## 8 公園運動場使用料の適正化について

《結論》 税抜き使用料は引上げることが適当であると考えます。

公園運動場については、野球場やソフトボール場、テニスコートといった有料施設が市内4カ所の公園にそれぞれ設置されており、平成7年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成8年4月に使用料が改定され、現在に至っている。

施設の管理運営コストについて平成28年度と平成30年度を比較すると、1,078万円減の約4,820万円となっている。これは、維持補修費や光熱水費が減少したことなどによるものである。

また、平成30年度の使用料収入については、平成28年度と同程度の約389万円となっている。

コストに対する利用者の平均負担割合は、平成28年度が76.0%、平成30年度が82.5%で、6.5ポイントの増となっている。

公園運動場の中でも特にテニスコート使用料については、多摩地域26市中最も低く、26市の平均額と比較しても著しく低い使用料である。このため市外の利用者も多くなっているとの意見があった。また、市内利用者と市外利用者の人数を集計し、市外利用者の使用料は市内の2倍にしてはどうかという意見もあった。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、税抜き使用料は引上げることが適当であると考えます。

## 9 富士見公園クラブハウス使用料の適正化

《結論》 税抜き使用料は据え置くことが適当であると考えます。

富士見公園クラブハウスの使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 8 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本施設は、主にスポーツ団体等に対してミーティング等のために部屋を提供しているものであるが、各種団体の会議等にも利用されている。平成 30 年度は 4,749 人で平成 28 年度より 953 人増加している。

施設の管理運営コストについて平成 28 年度と平成 30 年度を比較すると、約 39 万円の増となっている。これは、クラブハウス事務委託料が増加したことなどによるものである。

コストに対する利用者の平均負担割合は、平成 28 年度が 41.3%、平成 30 年度が 41.0%で、0.3 ポイントの減となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、利用者の平均負担割合が減少しているものの、使用料を改定する範囲には至っていないとの結論に達した。

よって、税抜き使用料は据え置くことが適当であると考えます。

## 10 公園夜間照明使用料の適正化について

《結論》 税抜き使用料は引上げることが適当であると考える。

公園夜間照明の使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 8 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本施設は、武蔵野公園の野球場、テニスコート、富士見公園のソフトボール場、陸上競技場、テニスコートに設置されている。

施設の管理運営コストについて平成 28 年度と平成 30 年度を比較すると、約 400 万円の減となっている。これは、P P S（特定規模電気事業者）変更により電気料が減少したことや、維持管理費が減少したためである。

コストに対する利用者の平均負担割合は、平成 28 年度が 110.9%、平成 30 年度が 161.5%で、50.6 ポイントの増となっている。

多摩地域 26 市の同種施設の使用料を見てみると、野球場では 1 時間あたりの平均使用料が 3,353 円であるのに対し、羽村市は 3,500 円でほぼ平均値であるが、ソフトボール場では 1 時間あたりの平均使用料が 3,353 円であるのに対し、羽村市は 1,300 円、テニスコートでは 1 時間あたりの平均使用料が 792 円であるのに対し、羽村市は 500 円であり、陸上競技場では 1 時間あたりの平均使用料が 2,808 円であるのに対し、羽村市は 1,500 円であり、ソフトボール場やテニスコート、陸上競技場については、多摩地域 26 市の平均より低い使用料となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、利用者の平均負担割合は 161.5%となっているものの、施設の管理運営コストに対する使用料収入の割合は 68.2%であること、また、大量の電力を消費する特殊な施設であり、ランニングコストが掛かるため受益者に応分の負担を求める必要があることを考慮すると、ソフトボール場やテニスコート、陸上競技場については、他市の同種施設の使用料との均衡を図る観点から、税抜き使用料は引上げることが適当であると考える。

## 11 学校運動場夜間照明の適正化について

《結論》 税抜き使用料は引上げることが適当であると考える。

学校運動場夜間照明の使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 8 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本施設は、羽村東小学校と羽村第三中学校の校庭に、市民の健康増進やレクリエーション、コミュニティの活性化等に資することを目的として設置されている。

施設の管理運営コストについて平成 28 年度と平成 30 年度を比較すると、約 132 万円の減となっている。これは、PPS（特定規模電気事業者）への変更により電気料が減少したことや、維持管理費が減少したためである。

コストに対する利用者の平均負担割合を比較すると、平成 28 年度が 65.5%、平成 30 年度が 81.9%で、16.4 ポイントの増となっている。

学校運動場夜間照明に関連して、学校の体育館を使用する際、体育館の照明使用料を徴収してはどうかとの意見があった。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、施設の管理運営コストに対する使用料収入の割合が 11.6%と非常に低いことや、大量の電力を消費する特殊な施設であり、ランニングコストが掛かるため受益者に応分の負担を求める必要があること、また、公園夜間照明使用料との均衡を図る観点から、税抜き使用料を引上げることが適当であると考える。

## 12 スポーツセンター使用料の適正化について

《結論》 税抜き個人使用料（卓球室、トレーニングルーム）は引上げることが適当であると考えます。

その他の施設は据え置くことが適当であると考えます。

スポーツセンターの使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき平成 8 年 4 月に改定され、また、平成 13 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 14 年 4 月から市外利用者の使用料が 1.5 倍に設定されている。さらに、平成 29 年度の使用料等審議会の答申に基づき、個人使用料（卓球室、トレーニングルーム）の使用料を改定し、現在に至っている。

本施設は、体育・スポーツやレクリエーション活動を通じて、市民が健康・体力づくりを行い、心身ともに健康な生活を維持できるよう設置され多くの市民に利用されている。

施設の管理運営コストについて平成 28 年度と平成 30 年度を比較すると、約 532 万円の増となっている。これは、主に維持補修費が増加したことによるものである。

個人使用料については、平成 29 年度の使用料等審議会の答申に基づき改定しているものの、卓球室、トレーニングルームともに大人 150 円、子ども（中学生以下）70 円となっており、利用者負担割合が低く、他市の同種施設の使用料と比較しても低廉な使用料であることから、見直しが必要であるとの意見が多数あった。また、施設の維持管理経費がかかることや、スポーツセンターの充実した環境を考えると低すぎると考えるという意見が多くあった。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、施設の管理運営コストが増加していることや、他市と比較して使用料が低いこともあるため、税抜き個人使用料（卓球室、トレーニングルーム）は引上げることが適当であると考えます。

### 13 堰下レクリエーション広場使用料の適正化

《結論》 税抜き使用料は据え置くことが適当であると考える。

堰下レクリエーション広場の使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 8 年 4 月に改定され、現在に至っている。

本施設は、芝生広場、テントサイト、3つの営火場で構成されており、主に市内の青少年団体等に利用されている。

施設の管理運営コストについて平成 28 年度と平成 30 年度を比較すると、ほぼ横ばいとなっている。

コストに対する利用者の平均負担割合を比較すると、平成 28 年度が 78.1%、平成 30 年度が 78.4%で、0.3 ポイントの増となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、利用者の平均負担割合に大きな変化が見られないことから、使用料を改定する範囲には至っていないとの結論に達した。

よって、税抜き使用料は据え置くことが適当であると考える。

## 14 生涯学習センターゆとろぎ使用料の適正化

《結論》 税抜き使用料は据え置くことが適当であると考える。

生涯学習センターゆとろぎの使用料については、平成 17 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 18 年 4 月に新たに使用料が設定され、現在に至っている。

本施設は、大・小ホールをはじめ、レセプションホール、創作室、学習室などを有し、文化・芸術活動の促進等、多くの人々が集い交流する市民の生涯学習活動の場として利用されている。

施設の管理運営コストについて平成 28 年度と平成 30 年度を比較すると、約 289 万円の減となっている。これは、施設維持管理委託料や光熱水費が減少したことなどによるものである。

コストに対する利用者の平均負担割合を比較すると、平成 28 年度が 65.3%、平成 30 年度が 67.4%で、2.1 ポイントの増となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、利用者の平均負担割合に大きな変化が見られないことから、使用料を改定する範囲には至っていないとの結論に達した。

よって、税抜き使用料は据え置くことが適当であると考える。

## 15 電気自動車用急速充電器使用料の適正化

《結論》 電気自動車用急速充電器使用料については、次のとおり設定することが適当であるとする。

電気自動車用急速充電器は、平成 26 年度と 27 年度にかけて整備した一般電気自動車用の急速充電システムであり、無料で開放している。

本施設は、環境配慮型自動車の普及を図るべく導入した設備であるが、急速充電の需要も増え、徐々に市場が拡大してきていることから、無料開放から有料としようとするものである。

市から提案があった使用料については、近隣市の実例や市場の手法とほぼ同内容であり、利用者の利便性に配慮していることから、次のとおり設定することが適当であるとする。

### 【使用料】

税込み使用料として、最低料金 100 円/6 分 その後、50 円/3 分で最大 30 分まで（1 回最大 500 円）

## 16 自然休暇村清里・自然休暇村八ヶ岳少年自然の家使用料の適正化について

《結論》 税抜き使用料は据え置くことが適当であると考える。

自然休暇村清里・自然休暇村八ヶ岳少年自然の家は、一般の利用者向けの宿泊室「清里」や青少年団体向けの宿泊室「八ヶ岳」のほか、食堂、大・中浴室、大広間、体育館などを有し、恵まれた自然環境の中で市民に保養の場を提供すること、また、心身ともに健全な少年の育成に資することを目的として平成元年4月に開設し、平成17年4月からは指定管理者制度を導入し、現在は、グリーンハウス太平ビルサービス共同事業体が指定管理者として管理運営を行っている。

使用料については、平成7年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成8年4月に改定され、現在に至っている。

施設の管理運営コストについて平成28年度と平成30年度を比較すると、約616万円の増となっている。これは、施設の老朽化に伴い維持補修費が増加しているほか、光熱水費など需要費が増加したことなどによるものである。

コストに対する利用者の平均負担割合は、「清里」については平成28年度が59.5%、平成30年度が55.9%で、4.0ポイントの減となっており、「八ヶ岳少年自然の家」については平成28年度が33.6%、平成30年度が37.0%で、3.4ポイントの増となっている。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、使用料を改定する範囲には至っていないとの結論に達した。

よって、税抜き使用料は据え置くことが適当であると考える。

## 17 動物公園使用料の適正化について

《結論》 料金区分は見直し、税抜き使用料は引上げることが適当であると考える。

動物公園は、市民の憩いの場を提供し、また、動物の飼育及び展示等を通じ、動物に対する知識及び愛護思想の普及啓発を図ることを目的として昭和53年5月に開設し、42,691 m<sup>2</sup>の敷地内に84種類635点(\*)の動物を飼育している(\*平成30年度実績)。平成20年4月からは指定管理者制度を導入し、株式会社横浜八景島が指定管理者として管理運営を行っている。

使用料については、平成17年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成18年4月に改定され、現在に至っている。

施設の管理運営コストについて平成28年度と平成30年度を比較すると、約1,000万円の増となっている。これは、人件費や光熱水費の増や動物のエサとなる食材の高騰に伴い物件費が高騰したことなどによるものである。

コストに対する利用者の平均負担割合は、平成28年度が14.1%、平成30年度が12.8%で、1.3ポイントの減となっている。

本施設の使用料については、都立動物公園や他県の動物公園と比較すると非常に低く設定されていることから、引上げが必要であるとの意見が多数出た。主なものとしては、まず、料金区分については、現在の区分を、未就学児、小学生、中学生、一般、シニアなどに見直し、65歳以上の区分を統合することも検討してはどうかという意見があった。現在の区分の4歳未満で区切ってしまうと、例えば、保育園児が同じクラスの園児であっても、誕生日の時期によって有料と無料に分かれてしまうことなどの意見があった。次に、使用料については、現在の4歳以上15歳未満の料金を50円から100円に引上げてはどうかという意見、大人料金を300円から400円に引上げてはどうかという意見、65歳以上75歳未満の料金を100円から150円に引上げてはどうかという意見があったほか、75歳以上については、無料ではなく100円にしてはどうかという意見や65歳以上と区分を統合してはどうかという意見があった。

また、施設や環境整備の面でコストが掛かるのであれば、使用料を見直し、

施設の維持管理経費に充てる必要があるという意見などがあった。

以上、様々な観点から意見があり、本施設の使用料の適正化について検討した結果、料金区分は見直し、税抜き使用料は引上げることが適当であるとの結論に達した。

## 18 弓道場使用料の適正化について

《結論》 税抜き使用料は据え置くことが適当であると考える。

弓道場は、平成 17 年 4 月の開館当初から指定管理者制度を導入し、特定非営利活動法人羽村市体育協会が指定管理者として管理運営を行っている。

本施設は、弓道場、会議室、男女更衣室、倉庫を有し、主に市内の弓道団体や一般向けの弓道教室などに利用されており、平成 30 年度の年間利用人数は 7,706 人となっている。

施設の管理運営コストについて平成 28 年度と平成 30 年度を比較すると、約 52 万円の増となっている。これは、維持補修費が増加したことなどによるものである。

コストに対する利用者の平均負担割合は、平成 28 年度が 378.9%、平成 30 年度が 265.8%で、113.1 ポイントの減となっている。

利用者負担割合は 100%を超えているが、管理運営コストを使用料収入で賄い切れていないことから使用料を引上げてはどうかという意見があった。

また、市内市外の料金設定について、市の財政状況が苦しいので、過去の経緯に捉われず厳しく見直した方が良いとの意見があった。

本施設の使用料の適正化について検討した結果、使用料を改定する範囲には至っていないとの結論に達した。

よって、税抜き使用料は据え置くことが適当であると考える。

## 19 スイミングセンター使用料の適正化について

《結論》 税抜き個人使用料（トレーニングルーム）は引上げることが適当であると考える。

その他の施設は据え置くことが適当であると考える。

スイミングセンターの使用料については、平成 7 年度の使用料等審議会の答申に基づき平成 8 年 4 月に改定され、現在に至っている。また、平成 13 年度の使用料等審議会の答申に基づき、平成 14 年 4 月から市外利用者の使用料が 1.5 倍に設定されている。さらに、平成 29 年度の使用料等審議会の答申に基づき、個人使用料（トレーニングルーム）の使用料を改定し、現在に至っている。

平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入しており、現在は、大和興産(株)と特定非営利法人羽村市体育協会との企業共同体が管理運営を行っている。

施設は、プール、トレーニングルーム、スポーツサウナ、会議室から構成されており、温水プールという性格から光熱水費等の経費が極めて高く、市の公共施設の中でも高額なランニングコストが掛かっている。

施設の管理運営コストについて平成 28 年度と平成 30 年度を比較すると、約 1,000 万円の増となっている。これは、光熱水費や維持補修費などが増加したことなどによるものである。

平成 28 年度と平成 30 年度のコストに対する利用者の平均負担割合を比較すると、0.2 ポイントの増となり大きな変化は見られなかった。

本施設の使用料について検討した結果、利用者負担割合に大きな変化が見られないことから、使用料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。

ただし、個人使用料（トレーニングルーム）については、平成 29 年度の使用料等審議会の答申に基づき改定しているものの、スポーツセンターのトレーニングルームと同様、利用者負担割合が低く、他市の同種施設の使用料と比較しても低廉な使用料であるため、受益者負担の適正化を図る観点、また、他市の同種施設使用料との均衡を図る観点から、税抜き個人使用料（トレーニングルーム）を引上げることが適当であるという結論に達した。

## (2) 手数料

### 1 富士見霊園管理手数料の適正化について

《結論》 税抜き手数料は据え置くことが適当であると考えます。

霊園管理手数料について、4.5 m<sup>2</sup>区画と 6.0 m<sup>2</sup>区画については、平成 6 年 4 月に設定され現在に至っている。1.0 m<sup>2</sup>区画と 1.5 m<sup>2</sup>区画については、平成 25 年 4 月から新たに造成された区画であり、平成 24 年度の使用料等審議会の答申に基づき手数料が設定された。

本手数料は、霊園共用部分の除草、高木剪定、トイレ清掃、ごみ処理等に要する経費として納入されるものである。

平成 30 年度のコストに対する利用者負担割合は、1.0 m<sup>2</sup>区画と 1.5 m<sup>2</sup>区画については 84.7%、4.5 m<sup>2</sup>区画と 6.0 m<sup>2</sup>区画については 59.3%となっている。

霊園管理手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。

よって、税抜き手数料は据え置くことが適当であると考えます。

## 2 墓地除草手数料の適正化について

《結論》 税抜き手数料は引上げることが適当であると考える。

墓地除草手数料については、平成 6 年 4 月に改定され、現在に至っている。  
本手数料は、区画墓地利用者のうち、除草ができない方からの依頼により市が除草を代行する際に、作業に要する経費として納入されるものである。

平成 30 年度のコストに対する利用者負担割合は 87.7%となっている。

墓地除草手数料の適正化について検討した結果、本来、使用者が管理するものであるため、税金で賄うべきではなく、手数料を引上げるべきとの結論に達した。

よって、税抜き手数料は引上げることが適当であると考える。

### 3 ごみ処理手数料の適正化について

《結論》 税抜き手数料は据え置くことが適当であると考える。

ごみ処理手数料の各区分のうち、指定収集袋、粗大ごみ（収集）、粗大ごみ（持込み）、剪定枝（持込み）の各手数料については、平成 14 年 10 月に改定され、事業系一般廃棄物（持込み）の手数料については、平成 16 年 10 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、ごみの収集処理に要する経費として納入されるものである。

平成 30 年度のコストに対する利用者負担割合は、区分により、指定収集袋では、ミニ袋が 17.1%、小袋・中袋・大袋が 18.3%、粗大ごみ（収集）では 55.0%、粗大ごみ（持込み）では 60.6%、剪定枝（持込み）では 60.6%、事業系一般廃棄物（持込み）では 90.8%となっている。

また、ごみ処理に係る業務は、他の自治体との協力により広域で実施しているものである。

ごみ処理手数料の適正化について検討した結果、本事業は他団体と足並みを揃えて取り組んでいる特殊性も鑑み、税抜き手数料を上げる場合は、他市との調整をよく図ることが必要であると考える。

よって、税抜き手数料は据え置くことが適当であると考える。

#### 4 動物の死体処理手数料の適正化について

《結論》 税抜き手数料は据え置くことが適当であると考える。

動物の死体処理手数料については、平成 14 年 10 月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、動物の飼い主から、動物の死体の処理を代行して行う場合に、その経費として納入されるものである。

平成 30 年度のコストに対する利用者負担割合は、1 体あたり 60.4%となっている。

動物の死体処理手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。

よって、税抜き手数料は据え置くことが適当であると考える。

## 5 し尿処理手数料の適正化について

《結論》 税抜き手数料は据え置くことが適当であると考える。

し尿処理手数料については、平成 21 年 4 月に料金体系が、従量料金制から回数料金制に移行・改定され、現在に至っている。

本手数料は、公共下水道未接続の一般世帯及び事業所の便所等から排出されるし尿汲取等の処理に要する経費として納入されるものである。

平成 30 年度のコストに対する利用者負担割合は、区分により 3.8%～58.8%となっている。

これまで羽村市クリーンセンターでし尿の処理を行っていたが、公共下水道の整備が進んだことや施設の老朽化などにより、令和元年度から青梅市へ処理を委託している。コストについては従来と比較して大きな変化は生じていない。

し尿処理手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。

よって、税抜き手数料は据え置くことが適当であると考える。

## 6 放置自転車等撤去手数料の適正化について

《結論》 税抜き手数料を据え置くことが適当であると考える。

放置自転車等撤去手数料については、平成6年10月に改定され、現在に至っている。

本手数料は、禁止区域内及び市が設置した自転車駐車場内に放置された自転車等を撤去した際、当該自転車等の利用者等からその撤去に要する経費として納入されるものである。

平成30年度のコストに対する利用者負担割合は、自転車が24.3%、原動機付自転車が20.9%となっている。

手数料については、引き下げて引き取り件数を増やし、手数料収入を増やすべきだとの意見や、行政罰の意味合いも含め、引き上げるべきとの意見があった。また、引き下げることで手数料収入が減少する可能性があることや、引き上げることで引き取り件数が減少することなどの意見もあった。

放置自転車等撤去手数料の適正化について検討した結果、手数料を改定する範囲に至っていないとの結論に達した。

よって、税抜き手数料は据え置くことが適当であると考える。

## おわりに

本審議会は、令和元年 10 月 10 日に市長から「使用料等の適正化について」の諮問を受け、延べ 5 回にわたって慎重に審議を重ねてきた。

消費税率の引上げ分については、最終消費者である利用者に転嫁されるべきものであり、使用料等に転嫁していくという結論としたが、実際には現場での徴収業務などさまざまな課題があるため、転嫁方法は、現場や市民に負担のないような方法が望まれる。

また、使用料等に係る受益者負担の適正化については、主な視点として受益者負担割合に着目しているところであるが、利用率 100%としてコスト計算をしているため、受益者負担割合が高い場合であっても、実際の使用料収入がコストに対して非常に少ない施設が多い状況であった。今後、公共施設の老朽化が進み維持管理コストが増加していくことを踏まえると、減免制度のあり方や実際の利用率も考慮した受益者負担割合の設定について検討するとともに、支出に対する収入の割合の観点から適正な受益者負担割合を設定するなど、「歳入確保」の観点から受益者負担の適正化を議論する必要があると考える。

現在の厳しい財政状況の中で施設の維持管理等を行っていくためには、審議を重ねてきた使用料や手数料の適正化とともに、コストを抑えた無駄のない施設運営や魅力的なサービスの提供など、経営的な視点に立った総合的な行政運営が必要であると考えます。

今後も市においては、こうした視点に立ち、質の高い行政サービスを提供されることを期待するものである。